

尼崎市営住宅 入居申込案内書

令和7年度(2025年度) 第3回

募集期間 令和7年(2025年)12月 8日(月)
(郵送申込) ↓
令和7年(2025年)12月17日(水)



※郵便局の消印が令和7年(2025年)12月17日までのもの
(郵便局の消印が12月18日以降のものは受付できません)

- 12月17日付までの郵便局の消印があり12月22日必着分まで有効です。
- 必ず郵送で申込んでください。窓口での受付はいたしません。

※発送前に申込案内書の裏面を必ずご確認ください。



市営住宅に関するQ&A

子育て世帯向けの優先枠について

- 子育て世帯へ向けた、抽せん時の優先枠の拡充
- 子育て世帯のみが申込みできる住宅を設定

詳細はP21をご確認ください

※注意

・辞退について

万が一、辞退される場合は尼崎市営住宅南部管理センターへ来所の上、辞退届（辞退理由明記）の提出が必要となります。直近の募集において、家族の反対による辞退が多く見受けられます。申込み前に必ず親族間でご相談の上、お申し込みください。

問合せ先 : **尼崎市営住宅南部管理センター**

尼崎市七松町1丁目2番1-401-D号 (フェスタ立花 北館4階)

☎ 06-6411-1151

(土曜日・日曜日・祝日・年末年始を除く午前8:45~午後7:00)

【 目 次 】

申込みから入居まで	1
申込みに際し注意していただくこと	2~4
申込資格	5~7
優先措置について	8
優先世帯について	9
収入基準早見表	10
○ 公営住宅 · 従前居住者用住宅 · 再開発住宅	
○ 改良住宅 · コミュニティ住宅	
収入基準について	11~17
家賃について	18
仮当選者・仮補欠者の決定方法	19
抽せん会後の手続き	19
入居に際し注意していただくこと	20
子育て世帯向け住宅	21

定期募集

● 募集住宅

○ 子育て世帯向け住宅	22
○ 公営住宅 (一般向)	23~24
○ 改良住宅 (一般向)	25
○ コミュニティ住宅 (一般向)	26
○ 特定目的住宅 (高齢者世帯向)	27
○ 特定目的住宅 (車いす世帯向)	28

常時募集

● 常時募集住宅

○ 常時募集について	29
------------	----

● 中堅所得者向住宅

○ 中堅所得者向住宅の募集のご案内	30~33
○ 中堅所得者向住宅入居申込書	34

申込みから入居まで

申込資格

優先措置

収入基準

決定方法

子育て

公営

改良

コミュ

特定目的

常時募集

中堅所得者向

1 申込	期 間	令和7年(2025年)12月8日(月)～令和7年(2025年)12月17日(水)
	申込方法	案内書に挟んである封筒の中に申込用紙が入っていますので、必要事項を記載のうえ所定の封筒に入れ、切手を必ず貼って郵送してください。 料金不足とならないよう、よくご確認された上で投函してください。
	申込先	尼崎市営住宅南部管理センター
	注 意	<p>(1) 12月17日(水)までの消印があり、12月22日(月)までに必着のこと。</p> <p>(2) 早目に投函されないと翌日の消印となることがありますので注意してください。12月18日以降の消印のものは受付できません。 (郵便料金不足によって期限内に届いていないものも受付できません)</p> <p>(3) 切手を貼っていない場合は受付できません。</p> <p>(4) 申込書の記入不備等により受付できないことがあります。</p> <p>(5) 申込み後は、住宅等の変更はできません。</p>
2 受付番号の送付		<p>(1) 受付番号通知を希望される申込者は「受付番号のお知らせ」はがきに85円切手を貼ってください。</p> <p>(2) 切手が貼られていない場合、「受付番号のお知らせ」はがきは送付しません。</p>
3 抽せん		<p>申込数が募集戸数を上回った場合、厳正な抽せんを行います。</p> <p>抽せん会は令和8年(2026年)1月6日(火)の予定です。</p> <p>※ 都合により日程が変更になる場合があります。</p>
4 抽せん結果の通知		<p>(1) 令和8年(2026年)1月上旬に「抽せん結果のお知らせ」はがきを送付いたしますので、必ず85円切手を貼ってください。</p> <p>(2) 切手が貼られていない場合、「抽せん結果のお知らせ」はがきは送付しません。</p> <p>(3) 抽せん結果の電話での問い合わせには応じられません。</p> <p>(4) 市役所北館5階及び尼崎市営住宅南部管理センター・北部管理センターに抽せん結果を掲示します。</p>
5 書類審査		<p>(1) 仮当選された方は、市が指定した書類を提出していただき、面接による書類審査を受けていただきます。</p> <p>(2) 書類審査の結果、失格となることがあります。</p> <p>(3) 面接の日時などについては、別途通知します。</p>
6 正式決定		尼崎市営住宅入居者選考委員会で、資格審査を経て正式な決定を通知します。
7 入居審査		<p>(1) 入居予定者は、入居資格の正式な決定通知後、入居書類事前確認を経て令和8年(2026年)3月上旬から順次入居していただく予定です。</p> <p>(2) 入居指定日の前日に入居者説明会及び鍵渡しを行います。</p> <p>(3) 入居者説明会までに敷金として家賃の3ヶ月分を納付していただき、連帯保証人1名と連署した使用証書(賃貸借契約にかわるもの)を提出していただきます。</p> <p>(4) 敷金の入金確認及び使用証書など入居書類提出後、入居者説明会で鍵をお渡しします。</p> <p>(5) 鍵渡しの前に住宅の下見は、一切できません。</p> <p>(6) 募集住宅欄に記載の家賃額は、見込額で表示していますので、若干変わることがあります。</p>

申込みに際し注意していただくこと

- 1 申込みは1世帯につき1通に限ります。
2通以上の申込みはすべて無効です。
(申込番号は1つだけ選択し記入してください)
- 2 申込み受付は郵送のみで窓口では受付はいたしません。
- 3 申込用封筒には、原則として申込用紙以外は入れないでください。
申込用紙以外の書類を入れられた場合、返却できません。
- 4 令和7年度（2025年度）第3回募集の申込用紙以外の申込書は無効です。
- 5 申込み後、申込番号や入居予定者等、内容の変更はできません。
 - (1) 申込書に記載した「入居しようとする者」の人数、氏名等の変更はできません。
(例) 婚約者と申込みをしたが、入居者説明会までに婚約破棄となった場合は、失格となります。
 - (2) 離婚等により「入居しようとする者」の人数が変わった等、申込住宅の申込要件に合致しなくなれば、失格となります。
(例) 夫婦2人で2人以上の住宅に申込み、抽せん会で仮当選となつたが、令和8年（2026年）3月上旬に行う入居者説明会までに離婚し「入居しようとする者」の人数が変わった場合、失格となります。
- 6 持ち家のある方は令和8年（2026年）1月下旬の面接の段階で持ち家を処分することが確定できている書類の提出が無いと失格になります。売買契約書等の提出が必要です。
 - (1) 持ち家のある方 → 持ち家を処分できていること。
(入居者説明会までに登記簿謄本で確認を行います)
- 7 婚約者等と申込まれる方は、令和8年（2026年）3月上旬に行う入居者説明会までに次の条件を満たすことができない場合、失格となります。
 - (1) 婚約者と申込んだ方 → 婚姻が成立していること。
(戸籍謄本等で確認を行います)
 - (2) 内縁関係にある場合 → 住民票で未届夫・未届妻の確認ができること。
 - (3) パートナーシップ・ファミリー → パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証で確認できること。

○ 婚約者等同士で各々の申込みをした場合は無効です。
※ 仮補欠者も、令和8年（2026年）3月上旬に行う入居者説明会が期限となりますのでご注意ください。
- 8 入居しようとする住宅内部は、鍵渡し前に下見はできません。または間取りについてのお問い合わせにはお答えできません。

- 9 **単身申込の方は一定の資格（5～7ページ参照）が必要です。**
なお、戸籍上、配偶者のある方は単身となりませんので、単身（DV被害等の方はのぞく）での申込みはできません。
- 10 世帯の人数に応じた住宅へ申込みください。
- (1) 単身世帯は、申込区分欄が「単身可」または「単身のみ」の住宅のみです。
 - (2) 令和7年（2025年）12月17日現在、出生していない胎児は、人数に含みません。
- 11 受付を行った申込みに関する書類については一切返却できません。
- 12 どの部屋に入居していただくかは、当選順位に従い市が決定します。
- 13 **現在、市営住宅及び県営住宅などの公営住宅に入居されている方、または入居決定されている方は、申込みできません。**
ただし、以下の方は申込むことができます。
- ・ 尼崎市営住宅以外（県営・公的住宅など）に申込みをされている方。
 - ・ 借上県営住宅に入居されている方で家賃等の滞納がない方。
 - ・ 借上市営住宅に入居されている方で家賃等の滞納がない方。
 - ・ 市営住宅建替等基本計画に基づく建替、廃止に該当する住宅に入居されている方で家賃等の滞納がない方。
 - ・ 市営住宅及び県営住宅などの公営住宅に入居されている方のうち、現在車いす世帯向の住宅に住んでいない方、かつ家賃等の滞納がない方で、車いす世帯向住宅の申込要件に合致する方は車いす世帯向住宅に限り申込むことができます。
- 14 入居のために必要な事項について、必要に応じて関係機関等に照会する場合があります。
- 15 **急な転勤などのやむを得ない場合を除き辞退しないようお願いします。**
- 16 申込資格を満たしていても、次の方は申込みできません。
- (1) 住宅内で円満な共同生活ができない方。
 - (2) 所得の申告義務があるのに、申告していない方。
 - (3) 過去に訴訟で市営住宅を明け渡した方。
 - (4) 尼崎市営住宅の家賃、共益費、駐車場使用料、店舗使用料等の滞納が残っている方。（連帯保証債務を含む）
 - (5) 過去に市営住宅に住んでおり、退去するまでになんらかの迷惑行為があつた方。
 - (6) 現在お住まいの賃貸住宅に家賃滞納がある方。
(審査時に家賃滞納のないことがわかる書類を提出していただき、確認します)
- 17 抽せん会での「仮当選」は「当選」ではありません。その後の「面接・書類審査」のあと、「入居者選考委員会」で「当選」が正式決定されます。
- (1) 正式決定の方は当選通知を郵送します。
 - (2) 失格の方は失格通知を郵送します。

- 18 「令和7年度（2025年度）第3回尼崎市営住宅入居申込案内書」（募集期間 令和7年（2025年）12月8日～12月17日）は、募集期間以外では一切配布できません。
- 19 入居申込書右側の「受付番号のお知らせ」のはがき及び「抽せん結果のお知らせ」のはがきに「**85円切手**」を貼られた方のみ発送します。
- 「転居先不明」「表札なし 不明」「住所なし 不明」等により、はがきが届かなかつた方には電話等の連絡はいたしません。
- 20 尼崎市営住宅南部管理センターからの仮当選等の通知が届かず、電話連絡もつかない方は、失格となりますので、申込書の住所には必ず建物名、棟、部屋番号まで記載し、ご自宅のポストに表札をかかげてください。
- 21 面接に無断欠席した場合または理由なく指定期日までに書類を提出しなかつた場合は失格になります。
- 22 提出していただいた書類については一切返却できません。
- 23 「尼崎市営住宅入居申込書」の「入居しようとする者」の欄に記した氏名及び入居人数が、入居後、指定期日までに提出していただく住民票（市営住宅の入居確認書類としての世帯全員の住民票）の記載と違った場合、入居取り消しになります。
- 24 年齢は、令和7年（2025年）12月17日現在の満年齢です。
- 25 収入基準は11ページをご参照ください。
- 26 **市営住宅は公の施設ですので、入居後の増改築及び模様替え等は認めておりません。**ページ左上に記載している申込区分（一般向、特定目的住宅等）をよくご確認のうえ、目的に応じた住宅に申込みください。
- 27 市営住宅には室内の設備機器はございません。入居後、各自が取り付けてください。（例）エアコン、照明器具、湯沸かし器、換気扇等。
- 28 入居時期が工事の関係で遅れることがありますので、ご了承ください。

※パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度について

尼崎市では令和2年度（2020年度）第1回募集より、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度に基づき市営住宅の申込みが可能となっております。

宣誓証明「パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証」の交付を受けたパートナー（性的マイノリティの方）等がともに同一の世帯として入居すること。

	パートナーシップ・ファミリーシップ 宣誓書受領証		
尼崎市パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓に関する要綱の規定に基づき、宣誓をされたことを証します。			
____	様	____	様
年	月	日	
尼崎市長 松本 			

	パートナーシップ・ファミリーシップ 宣誓書受領証		
尼崎市パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓に関する要綱の規定に基づき、宣誓をされたことを証します。			
____	様	____	様
年	月	日	
尼崎市長 松本 			

申込資格

今回応募される方は、次の1~9の要件に該当していることが必要です。

- 1 申込者本人が、令和7年（2025年）12月8日現在、尼崎市内に居住し、かつ住民票の異動届を提出している方、あるいは尼崎市内に勤務場所を有しておられる方で、引き続き入居時点で居住条件等を満たしている方。（住民票や在職証明書などで、その事実が確認できること）

ただし、尼崎市内において阪神・淡路大震災により、それまで自己の居住していた住宅が、倒壊または焼失するなどして居住できなくなり、現在市外に避難されている方で、義援金の判定が全壊（焼）または半壊（焼）で、り災証明書の写し及び家屋の解体を証明できる書類を提出できる方は、被災者資格で応募できます。

※ 被災者の資格で申込みされる場合は、原則として被災時における世帯主に限ります。また、入居しようとする方は、り災証明書に記載されている世帯員に限ります。

- 2 **申込み人数が2人以上の場合**

2人以上で申込む場合は、現に同居し、又は同居しようとする親族であること。

- (1) 内縁関係にある場合は、戸籍謄本で他に婚姻関係がないこと。令和8年（2026年）3月上旬に行う入居者説明会までに住民票で未届夫・未届妻の確認ができること。
 - (2) パートナーシップ・ファミリーシップ関係にある場合は、戸籍謄本で他に婚姻関係がないこと。令和8年（2026年）3月上旬に行う入居者説明会までに「パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証」の交付を受けていること。
 - (3) 婚約者と申込む場合は、令和8年（2026年）3月上旬に行う入居者説明会までに入籍（戸籍謄本）で確認できること。
 - (4) 友人等による寄合世帯や他に扶養義務のある祖父母、親、兄弟、姉妹、孫等を同居させるなど、不自然な合体・分割した世帯については申込むことができません。
 - (5) 夫婦が別居状態にある場合は、申込みができません。但し、離婚を前提に申込まれる場合は、令和7年（2025年）12月17日までに離婚しており、書類審査時に戸籍謄本で確認できること。
 - (6) 離婚調停中であることを理由に申込まれる場合は、令和7年（2025年）12月17日の時点で裁判所へ調停申立て中であること。
- （例） 介護ヘルパーやボランティアの方との申込みはできません。
- （例） 現在、民間賃貸住宅に友人や同僚と同居中の場合でも、友人や同僚と申込むことはできません。

単身申込みの場合

単身（1人）で申込まれる方は必ずお読みください。

単身で申込む場合は、次のいずれかに該当している方で、戸籍謄本及び住民票等の公的証明書で単身であることが確認できることが必要です。

- ア 60歳（令和7年（2025年）12月17日現在の満年齢です）以上の方。
- イ 身体障害者手帳1級から4級、療育手帳A・B1・B2の判定、精神障害者保健福祉手帳1級から3級の交付を受けられた方。
- ウ 戦傷病者手帳の交付を受け、恩給法の別表第1号表の2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表の3の第1款症の障害のある方。
- エ 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第11条第1項の規定により厚生労働大臣の認定を受けている方。
- オ 海外からの引揚者（厚生労働大臣が証明した方）で日本に引揚げた日から5年未満の方。
- カ 生活保護法第6条第1項に規定する被保護者。
- キ ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律第2条に規定するハンセン病療養所入所者等に該当する方。
- ク DV被害者
 - （ア）配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（以下「DV防止等法」という）第3条第3項第3号（DV防止等法第28条の2において準用する場合を含む）の規定による一時保護又はDV防止等法第5条の規定による保護を受けた者で、当該一時保護又は保護が終了した日から起算して5年を経過していない方。
(女性家庭センター等の証明が必要)
 - （イ）DV防止等法第10条第1項又は第10条の2（DV防止等法第28条の2において読み替えて準用する場合を含む）の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で、当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していない方。
(裁判所からの保護命令通知書の写しが必要)
 - （ウ）女性相談支援センター等による「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書」が発行されている方、又は配偶者暴力対応機関、行政機関又は関係機関と連携してDV被害者支援を行っている民間支援団体において、配偶者からの暴力を理由に避難している旨の確認が書面でできる方。

単身で申込む場合は、申込書の要件記入欄にア～クのいずれか該当するものを記入してください。

ただし、上記に該当する人であっても、身体上または精神上著しい障がいがあるため常時介護を必要とする人で、公営住宅への入居がその人に実情に照らして適切でないと認められるものを除きます。

3 入居資格収入基準に合致する方（申込む住宅によって基準が異なります）

4 現在、住宅に困っておられる方

- (1) 住宅以外の建物、若しくは場所に居住している。(倉庫、ガレージ等)
- (2) 保安上危険、若しくは衛生上有害な状態にある住宅に居住している。
- (3) 他の世帯と同居している。(間借り及び雑居を含む)
- (4) 同居しようとする親族（婚姻予定者を含む）があるが、分散して生活している。
- (5) 現在の住宅の規模及び間取りと世帯構成より、衛生上等不適当な居住状態にある。
- (6) 正当な立ち退き要求を受けているが、立ち退き先がない。(自己の責めに帰すべき事由により立ち退きを求められている方は、申込みができません)
- (7) 勤務場所から著しく遠隔の地に居住している。
- (8) 毎月の収入と比較して、住宅の使用に関する支出が過大である。(持ち家の方は、
令和8年（2026年）1月上旬に行う面接の段階で持ち家を処分することが確定している書類の提出、かつ令和8年（2026年）3月上旬の入居者説明会までに持ち家を処分できる方でないと申込みできません)

5 申込者本人及び同居しようとする者が暴力団員でない方

尼崎市営住宅の設置及び管理に関する条例第6条第5号に基づき、暴力団員である者（同居しようとする者を含む）は申込みできません。

6 入居指定日から15日以内に申込書記載の家族全員が入居できる方

入居確認のため、入居指定日から15日以内に「世帯全員の住民票」（世帯全員の記載のある住民票）を提出していただきます。

7 連帯保証人を立てられる方

市が定めた一定以上の収入のある連帯保証人1名が必要です。

※ 例え、天涯孤独（戸籍確認）・DV被害者などで、親族・友人等に成り手がない等、申込者の努力にもかかわらず連帯保証人が見つからない場合は、仮当選後の面接においてご相談ください。

8 入居者説明会（鍵渡しの日）までに敷金（家賃の3ヶ月分）の支払いができる方

- (1) 家賃は収入基準月額によって決定します。
- (2) 敷金納付済の領収書を入居者説明会で確認いたします。

9 入居者説明会（鍵渡しの日）までに使用証書などの入居書類の提出ができる方

優先措置について

優先の種類

1 母子・父子・若年・子育て世帯優先

母子・父子・若年・子育て世帯が申込まれた場合は、優先対象住宅に限り3割優先抽せんします。

母子・父子世帯で仮当選された方は、書類審査時に児童扶養手当のはがきの原本を確認させていただきます。

2 2割優先

募集住宅において、高齢者、心身障害者、ハンセン病療養所入所者、DV 被害者の申込み世帯等(9ページ参照)を優先対象住宅に限り2割優先抽せんします。

優先枠での抽せんを希望される場合

まず、22~28ページの募集住宅の「優先の記載」欄で、申込み住宅の優先枠の有無及び該当する優先の種類があるかどうかを確認してください。

申込み住宅に該当する優先枠がある場合、入居申込書の「優先取扱の確認」欄に必ずチェックをしてください。

(1) 3割優先と2割優先の両方に該当する方は、どちらか一つを選択し、「優先取扱の確認」欄に1ヶ所のみチェックをしてください。

※ 入居申込書の「優先取扱の確認」欄にチェックのない方は優先の取扱はいたしません。

優先取扱の方法

まず、優先世帯のみで募集戸数の3割又は2割の戸数を抽せんし、残りの戸数を優先抽せんで落選された方と優先取扱いのない方で抽せんいたします。

例)	申込番号	住宅名	募集戸数	優先の記載		
	101	○○住宅	5	母子・父子・若年・子育て優先 2	2割優先 1	一般 2

※ 上記例の場合、募集戸数5戸のうち、

まず、母子・父子・若年・子育て優先の方のみで2戸(5戸×3割の小数点以下四捨五入)を抽せん。

次に、2割優先の方のみで1戸(5戸×2割の小数点以下四捨五入)を抽せん。

最後に、優先抽せんに落選された方と優先取扱いのない一般の方で残りの2戸を抽せん致します。

優先世帯について

- 入居申込書の「優先取扱の確認」欄に必ずチェックしてください。
チェックがないと優先の取扱はいたしません。

3割優先		優先の記載
母子・父子優先	配偶者と死別または離婚し、再婚していない方で、現に20歳未満の子を扶養している母子・父子世帯	母子・父子 若年・子育て 優先
若年優先	夫婦または婚約者の合計年齢が80歳未満の世帯 (同居扶養 (所得税法上で認定されていることが必要) の親または子のいる世帯を含む)	
子育て優先	中学校を卒業するまでの子供がいる世帯	

2割優先		優先の記載
1	60歳以上の方のみの世帯 (単身者も含む)	2割優先
2	いずれか一方が60歳以上の夫婦のみの世帯	
3	60歳以上の方 (いずれか一方が60歳以上の夫婦を含む) と18歳未満の児童のみの世帯	
4	(※1) 難病の患者に対する医療等に関する法律に基づく指定難病等の診断を受けた方がいる世帯	
5	(※2) 中度以上の障害者等のいる世帯	
6	18歳未満の児童を3人以上扶養する世帯	
7	海外からの引揚者 (厚生労働大臣が証明した方) で日本に引揚げた日から5年未満の方がいる世帯	
8	「ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律第2条」に規定するハンセン病療養所入所者等に該当する方がいる世帯	
9	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に規定する方がいる世帯	
10	犯罪被害者等基本法第2条第1項に規定する犯罪等により、現に居住する住宅に引き続き居住することが困難となったことが明らかである方 (警察の証明等で確認できる方で、被害を被ってから5年以内の方) がいる世帯	
11	次のいずれかに該当する世帯 ・6ページのク DV 被害者(ア)～(ウ)のいずれかに該当する方がいる世帯 (単身者も含む) ・児童福祉法第23条第1項の母子生活支援施設における保護が終了した日から起算して5年を経過していない世帯	

年齢は、令和7年（2025年）12月17日現在の満年齢です。

(※1) パーキンソン病や潰瘍性大腸炎等、国が指定した難病等の診断を受け、特定医療費受給者証の交付を受けている方です。

(※2) 障害の程度が重度又は中度かは、次の表により判断してください。

	重 度	中 度
身体障害者手帳	1・2級の方	3・4級の方
療育手帳 (知的障害)	A判定の方	B1判定の方
精神障害者保健福祉手帳 (精神障害)	1級の方	2級の方
障害年金	国民年金・厚生年金1級の方	国民年金・厚生年金2級の方

収入基準早見表

1 **公営住宅・従前居住者用住宅・再開発住宅**：収入基準月額 158,000 円以下（所得のある方が1人で、特別控除対象者のいない世帯）の場合

（ ）内は裁量階層世帯（11ページ参照）で収入基準月額 214,000 円以下（所得のある方が1人で、特別控除対象者のいない世帯）の場合

区分		入居家族数および入居しない扶養家族数（申込者本人を含む）					
		単身者	2人	3人	4人	5人	6人
給与所得の方	年間総収入金額	0～ 2,967,999 (3,887,999)	0～ 3,511,999 (4,363,999)	0～ 3,995,999 (4,835,999)	0～ 4,471,999 (5,311,999)	0～ 4,947,999 (5,787,999)	0～ 5,423,999 (6,263,999)
事業所得の方	年間総所得金額	0～ 1,896,000 (2,568,000)	0～ 2,276,000 (2,948,000)	0～ 2,656,000 (3,328,000)	0～ 3,036,000 (3,708,000)	0～ 3,416,000 (4,088,000)	0～ 3,796,000 (4,468,000)
年金所得の方	年間総収入金額 65歳以上の方	0～ 3,096,000 (3,924,000)	0～ 3,534,666 (4,391,764)	0～ 4,041,333 (4,838,823)	0～ 4,495,294 (5,285,882)	0～ 4,942,352 (5,732,941)	0～ 5,389,411 (6,180,000)
年金所得の方	年間総収入金額 65歳未満の方	0～ 3,028,000 (3,924,000)	0～ 3,534,666 (4,391,764)	0～ 4,041,333 (4,838,823)	0～ 4,495,294 (5,285,882)	0～ 4,942,352 (5,732,941)	0～ 5,389,411 (6,180,000)

2 **改良住宅・コミュニティ住宅**：収入基準月額 114,000 円以下（所得のある方が1人で、特別控除対象者のいない世帯）の場合

（ ）内は裁量階層世帯（11ページ参照）で収入基準月額 139,000 円以下（所得のある方が1人で、特別控除対象者のいない世帯）の場合

区分		入居家族数および入居しない扶養家族数（申込者本人を含む）					
		単身者	2人	3人	4人	5人	6人
給与所得の方	年間総収入金額	0～ 2,211,999 (2,643,999)	0～ 2,755,999 (3,183,999)	0～ 3,299,999 (3,711,999)	0～ 3,811,999 (4,187,999)	0～ 4,287,999 (4,663,999)	0～ 4,763,999 (5,135,999)
事業所得の方	年間総所得金額	0～ 1,368,000 (1,668,000)	0～ 1,748,000 (2,048,000)	0～ 2,128,000 (2,428,000)	0～ 2,508,000 (2,808,000)	0～ 2,888,000 (3,188,000)	0～ 3,268,000 (3,568,000)
年金所得の方	年間総収入金額 65歳以上の方	0～ 2,568,000 (2,868,000)	0～ 2,948,000 (3,248,000)	0～ 3,337,333 (3,737,333)	0～ 3,844,000 (4,227,058)	0～ 4,321,176 (4,674,117)	0～ 4,768,235 (5,121,176)
年金所得の方	年間総収入金額 65歳未満の方	0～ 2,324,000 (2,724,000)	0～ 2,830,666 (3,230,666)	0～ 3,337,333 (3,737,333)	0～ 3,844,000 (4,227,058)	0～ 4,321,176 (4,674,117)	0～ 4,768,235 (5,121,176)

収入基準について

1 収入基準

収入基準は「収入基準月額が一定の金額以下であること」という形で定められます。

(1) 公営住宅・従前居住者用住宅・再開発住宅

収入基準月額は 158,000円以下の方でないと申込みできません。

(2) 改良住宅・コミュニティ住宅

収入基準月額は 114,000円以下の方でないと申込みできません。

※ (裁量階層世帯)

ただし、次に掲げる世帯は、収入基準月額が公営住宅・従前居住者用住宅・再開発住宅の場合では 214,000円以下、改良住宅・コミュニティ住宅の場合では 139,000円以下 であれば申込みできます。

該当世帯	該当要件
高齢者世帯	申込者が満60歳以上の方で、かつ、申込者を除く入居しようとする方のいずれもが満60歳以上又は満18歳未満の方である世帯（満60歳以上の単身者を含む）
障害者世帯	入居しようとする方のなかに次のア～エのいずれかに該当する方がいる世帯 ア 身体障害者手帳の交付を受け1級から4級までの障害のある方 イ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受け1級から2級までの障害のある方 ウ 障害の程度欄が「A」又は「B1」の療育手帳の交付を受けている方 エ 障害基礎（国民）年金の1級又は2級、及び障害厚生年金の1級又は2級の障害のある方
戦傷病者世帯	入居しようとする方のなかに戦傷病者手帳の交付を受け、恩給法の別表第1号表の2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表の3の第1款症の障害のある方がいる世帯
被爆者世帯	入居しようとする方のなかに原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第11条第1項の規定により厚生労働大臣の認定を受けている方がいる世帯
引揚者世帯	入居しようとする方のなかに海外からの引揚者（厚生労働大臣が証明した方）で日本に引揚げた日から5年未満の方がいる世帯
ハンセン病療養所入所者等世帯	入居しようとする方のなかにハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律第2条に規定するハンセン病療養所入所者等に該当する方がいる世帯
母子・父子世帯	20歳未満の子供を扶養している世帯
若年世帯	夫婦の合計年齢が80歳未満の世帯
子育て世帯	中学校を卒業するまでの子供がいる世帯

2 収入基準月額の求め方（計算方法）

収入基準月額は次の順序で計算してください。

〔計算の順序〕

- ① 収入の種類別に所得金額を計算する。
- ② 各自の総所得金額を計算する。
- ③ 収入のある人の総所得金額を合算し、世帯の総所得金額を計算する。
- ④ 世帯の総所得金額から控除額を差し引き、12で割って収入基準月額を計算する。

（1）種類別所得金額の計算

ア 紙与所得金額

- （ア）令和6年（2024年）1月1日以前から現在まで引き続き勤務されている方は、令和6年分（2024年分）源泉徴収票の支払金額を16ページ計算表の算出式に当てはめて計算します。
- （イ）令和6年（2024年）1月2日以降に就職し、現在も引き続いて勤務されている方の支払金額は次のように計算し、16ページ計算表の算出式に当てはめて計算します。
- a 令和6年（2024年）10月末までに就職された方
就職した月の翌月から12ヶ月分（1年以上勤務されている方は直近1年間）の合計収入金額（1年間に受け取った給与・ボーナスの税込の合計額）を支払金額として計算します。
- b 令和6年（2024年）11月以降に就職された方
1年間の支払金額を推定して計算します。推定支払金額の計算は次のとおりです。
まず、1ヶ月平均収入金額を計算します。
1ヶ月平均収入金額= 働いた期間の総収入 ÷ 働いた期間の月数
(働いた期間の総収入・月数とも就職した月は除いてください)
次に、年間推定支払金額を計算します。
年間推定支払金額= 1ヶ月平均収入金額 × 12
(ボーナスがある場合は、1ヶ月平均収入金額を計算するときに除いて計算し、12を掛けた後に加えてください)
- ※ 就職後1年以上勤務されている方は直近1年間の支払額を記入してください。
※ 令和8年（2026年）1月31日までに退職される場合は「退職予定」と朱記してください。

イ 事業所得金額

- （ア）令和6年（2024年）1月1日以前から現在まで引き続き事業をされている方は、令和6年分（2024年分）の収入金額から必要経費を除いた金額が事業所得金額となります。
- （イ）令和6年（2024年）1月2日以降に開業し、現在も引き続いて事業をされている方の事業所得金額は次のように計算してください。
- a 令和6年（2024年）10月末までに開業された方
開業した月の翌月から12ヶ月分（事業開始1年以上の方は直近1年間）の合計収入金額から必要経費を除いた金額が事業所得金額となります。
- b 令和6年（2024年）11月以降に開業された方
1年間の事業所得金額を推定して計算します。推定事業所得金額の計算は次のとおりです。
まず、1ヶ月平均事業所得金額を計算します。
1ヶ月平均事業所得金額= (営業した期間の総収入 - 必要経費合計) ÷ 営業した期間の月数
(営業した期間の総収入・必要経費・月数とも開業した月は除いてください)
次に、年間推定事業所得金額を計算します。
年間推定事業所得金額= 1ヶ月平均事業所得金額 × 12
- ※ 事業開始後1年以上の方は直近1年間の事業所得金額を記入してください。

ウ 年金所得金額（雑所得金額）

年金所得の方は、年間総支給額を16ページ計算表の算出式に当てはめて計算します。

(2) 各自の総所得金額を計算

総所得金額=給与所得+事業所得+年金所得+不動産所得+利子所得+配当所得

(各自の総所得金額を計算してください)

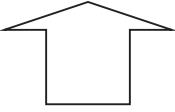
(3) 収入のある人の総所得金額を合算し、世帯の総所得金額を計算

本人の総所得金額	家族の総所得金額	世帯の総所得金額

(4) 世帯の総所得金額から控除額を差し引き 12 で割って収入基準月額を計算

世帯の総所得金額	控除額合計金額	収入基準月額

() ÷ 12 =



17 ページの「控除額一覧表」を参照して控除額合計額を計算してください。

控除対象	控除額
1 同居親族	38万円×人=円
2 同居しない扶養親族	38万円×人=円
3 老人扶養親族	10万円×人=円
4 特定扶養親族	25万円×人=円
5-(1) 特別障害者	40万円×人=円
5-(2) 障害者	27万円×人=円
6 寡婦	27万円×人=円
7 ひとり親世帯	35万円×人=円
8 給与所得者	10万円×人=円
9 公的年金等所得者	
控除額の合計	円

- 寡婦控除は、所得金額から上記 8、9 の金額を控除した残額が 27 万円以上の方については 27 万円、27 万円未満の方についてはその所得金額を控除します。
- ひとり親世帯控除は、所得金額から 8、9 の金額を控除した残額が 35 万円以上の方については 35 万円、35 万円未満の方についてはその所得金額を控除します。
- 給与所得者又は公的年金等所得者控除は、所得が 10 万円以上の方については 10 万円、10 万円未満の方についてはその所得金額を控除します。

収入に関する証明書類の見方

●源泉徴収票の見方

令和 年分 紙与所得の源泉徴収票

支 払 を受 け る 者	住 所 又 は居 所	(受給者番号) (個人番号) 														
		(役職名)														
		氏 名 (フリガナ)														
種 別		支 払 金 額			給 与 控 除 (調 整 控 除 後)			所得控除の額の合計額			源 泉 徴 收 税 額					
		内 2 4 2 4 0 0 0	千 円	内 1 6 1 6 8 0 0	千 円	内 1 6 1 6 8 0 0	千 円	内 1 6 1 6 8 0 0	千 円	内 1 6 1 6 8 0 0	千 円	内 1 6 1 6 8 0 0	千 円			
(源泉)控除対象配偶者の有無等		配偶者 (特別) の額	控除対象扶養親族の数 (配偶者を除く。)					16歳未満 扶養親族 の数		障害者の数 (本人を除く。)		非居住者 である 親族の数				
有	従有	老人 控除	特 定 老 人	内 人	従 人	内 人	従 人	内 人	従 人	内 人	従 人	内 人	従 人			
社会保険料等の金額		生命保険料の控除額					地震保険料の控除額					住宅借入金等特別控除額				
内 千 円	内 千 円	内 千 円	内 千 円	内 千 円	内 千 円	内 千 円	内 千 円	内 千 円	内 千 円	内 千 円	内 千 円	内 千 円	内 千 円			
(摘要)																
																
支 払 出 者	未 成 年 者	外 国 人	死 亡 退 職 者	災 害 者	乙 欄	本人が障害者 特 別 の 他	寡 婦	ひ と り 親	勤 労 学 生		中途就・退職			受給者生年月日		
											就職	退職	年	月	日	
												(右詰で記載してください。)				
<input type="checkbox"/> 個人番号又は 法人番号 <input type="checkbox"/> 住所(居所) 又は所在地 <input type="checkbox"/> 氏名又は名称										(電話)						
禁 理 權																

この支払金額を給与総収入額として記入してください。

(注) 上記の見方を参考にされる方は、前年1月1日以前から引き続き勤務している方のみです。

●年金額振込通知の見方

<div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; width: 40px; height: 40px; display: flex; align-items: center; justify-content: center; margin-bottom: 10px;">料金後納 郵便</div> <p style="font-size: 1.2em; font-weight: bold;">親 展</p>	<p style="text-align: center;">国民年金・厚生年金保険 年金額改定通知書</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <td style="width: 30%;">年金の種類</td> <td colspan="3">年金</td> </tr> <tr> <td>基礎年金番号</td> <td>年金コード</td> <td colspan="2"></td> </tr> </table> <p>受給権者氏名</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <td rowspan="3">国民年金 (基礎年金)</td> <td>基 本 額</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>支給停止額</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>年 金 額</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">厚生年金 保 険</td> <td>基 本 額</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>支給停止額</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>年 金 額</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">合計年金額(年額)</td> <td style="border-top: 1px solid black;">600,000円</td> <td colspan="2"></td> </tr> </table> <div style="text-align: center; margin-top: 10px;"> QR コード </div> <div style="background-color: black; color: white; padding: 5px; margin-top: 10px; border-radius: 5px;"> 大切なお知らせ </div> <p>※内容をご確認いただき、確認後は大切に保管してください。</p> <p>差出人 日本年金機構 Japan Pension Service</p> <p>〒168-8505 東京都杉並区高井戸西三丁目5番24号</p> <p>ご案内は内側にあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・矢印の方向へゆっくりはがしてください。 ・水にぬれている場合は、よく乾かしてから開いてください。 <p>この通知書は、年金額を証するものです。大切に保管してください。</p>	年金の種類	年金			基礎年金番号	年金コード			国民年金 (基礎年金)	基 本 額	円	支給停止額	円	年 金 額	円	厚生年金 保 険	基 本 額	円	支給停止額	円	年 金 額	円	合計年金額(年額)	600,000円			<p style="text-align: center;">年金振込通知書</p> <p>以下の金額を、ご指定の預銀行口座に振り込みます。 振り込みは令和 年 月から令和 年 月までの各個数月に行われます。 (「振込予定期」は裏面をご覧ください。)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <td style="width: 30%;">年金の制度・種類</td> <td colspan="3">年金</td> </tr> <tr> <td>基礎年金番号</td> <td>年金コード</td> <td colspan="2"></td> </tr> </table> <p>受給権者氏名</p> <p>振込先</p> <p>各支払期の支払額、年金から特別徴収(控除)される額および控除後振込額</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th> <th>令和 年 月から 令和 年 月の 各期支払額</th> <th>今和 年 月の 支払額</th> <th>令和 年 月の 支払額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>年金支払額</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>介護保険料額[※]</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>所得控除および 被扶養特別所得控除額[※]</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>個人住民税額[※]</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>控除後振込額</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 8月以降の介護保険料額等の決定期額は、6月と同じ額を仮に記載しています。 決定額は、市区町村から送付される通知書でご確認ください。</p> <p style="text-align: center;">令和 年 月 日</p> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; width: 40px; height: 40px; display: flex; align-items: center; justify-content: center; margin-top: 10px;">印影</div> <p style="text-align: center;">厚生労働大臣</p> <p style="text-align: right;">印影</p> <p style="text-align: right;">厚生労働省 官署支出身 厚生労働省年金局事業企画課長</p>	年金の制度・種類	年金			基礎年金番号	年金コード				令和 年 月から 令和 年 月の 各期支払額	今和 年 月の 支払額	令和 年 月の 支払額	年金支払額	円	円	円	介護保険料額 [※]	円	円	円	所得控除および 被扶養特別所得控除額 [※]	円	円	円	個人住民税額 [※]	円	円	円	控除後振込額	円	円	円
年金の種類	年金																																																											
基礎年金番号	年金コード																																																											
国民年金 (基礎年金)	基 本 額	円																																																										
	支給停止額	円																																																										
	年 金 額	円																																																										
厚生年金 保 険	基 本 額	円																																																										
	支給停止額	円																																																										
	年 金 額	円																																																										
合計年金額(年額)	600,000円																																																											
年金の制度・種類	年金																																																											
基礎年金番号	年金コード																																																											
	令和 年 月から 令和 年 月の 各期支払額	今和 年 月の 支払額	令和 年 月の 支払額																																																									
年金支払額	円	円	円																																																									
介護保険料額 [※]	円	円	円																																																									
所得控除および 被扶養特別所得控除額 [※]	円	円	円																																																									
個人住民税額 [※]	円	円	円																																																									
控除後振込額	円	円	円																																																									

この合計年金額（年額）を年金総収入としてご記入ください。また2種類以上受給している場合はその合計額です。

●所得税確定申告書の見方

令和〇年分の所得税の 申告書B

所 得 金 額 等	事業	営業等	①								
	農業	業	②								
	不動産	産	③								
	利子	子	④								
	配当	当	⑤								
	給与	区分	□□□	⑥							
	雜	公的年金等	⑦								
		業務	⑧								
		その他	⑨								
		⑦から⑨までの計	⑩								
	総合譲渡・一時 ③+[(④+⑤)×1/2]		⑪								
	合計 (①から⑩までの計+⑪+⑫)		⑫		5	0	0	0	0	0	0

この合計金額を事業等総所得金額として記入してください。

(注) 上記の見方を参考にされる方は、前年1月1日以前から引き続き事業している方のみです。

尼崎市営住宅入居申込書

入 居 し よ う と す る 者	フリガナ 氏名	続柄	生年月日	年 齢	職業 コード	就職年月日 又は 開業年月日	控除の種類				年間総収入・所得金額(単位:円)		要件 記入
	○○○○	本人	大、昭、平、令 ・・・			・・・	ひとり親	寡婦	老人扶養	特定扶養	普通障害	特別障害	
	△△△△		大、昭、平、令 ・・・			・・・							
	□□□□		大、昭、平、令 ・・・			・・・							
			大、昭、平、令 ・・・			・・・							
			大、昭、平、令 ・・・			・・・							
			大、昭、平、令 ・・・			・・・							

※ 給与および年金の方は年間総収入金額、
事業等の方は年間総所得金額を記入してください。

3 所得計算表

(1) 紙与所得計算表

給与所得の方は、次の表の支払金額（1年間に受け取った給与・ボーナスの税込の合計額）の区分により給与所得金額を計算してください。

支 払 金 額	給与所得金額の算出式
551,000円未満	給与所得金額=「0」円
551,000円以上～1,619,000円未満	支払金額 - 550,000円 = 紙与所得金額
1,619,000円以上～1,620,000円未満	給与所得金額=「1,069,000」円
1,620,000円以上～1,622,000円未満	給与所得金額=「1,070,000」円
1,622,000円以上～1,624,000円未満	給与所得金額=「1,072,000」円
1,624,000円以上～1,628,000円未満	給与所得金額=「1,074,000」円
1,628,000円以上～1,800,000円未満	左のとおり端数整理した支払金額 × 0.6 + 100,000円 = 紙与所得金額
1,800,000円以上～3,600,000円未満	左のとおり端数整理した支払金額 × 0.7 - 80,000円 = 紙与所得金額
3,600,000円以上～6,600,000円未満	左のとおり端数整理した支払金額 × 0.8 - 440,000円 = 紙与所得金額
6,600,000円以上～8,500,000円未満	支払金額 × 0.9 - 1,100,000円 = 紙与所得金額

(2) 年金所得計算表

年金所得の方は、次の表の収入金額（1年間に受け取った年金の税込の金額）の区分により年金所得金額を計算してください。

	収 入 金 額	年金所得金額の算出式
65歳以上の方	1,100,000円以下	年金所得金額=「0」円
	1,100,001円以上～3,300,000円未満	収入金額 - 1,100,000円 = 年金所得金額
	3,300,000円以上～4,100,000円未満	収入金額 × 0.75 - 275,000円 = 年金所得金額
	4,100,000円以上～7,700,000円未満	収入金額 × 0.85 - 685,000円 = 年金所得金額
65歳未満の方	600,000円以下	年金所得金額=「0」円
	600,001円以上～1,300,000円未満	収入金額 - 600,000円 = 年金所得金額
	1,300,000円以上～4,100,000円未満	収入金額 × 0.75 - 275,000円 = 年金所得金額
	4,100,000円以上～7,700,000円未満	収入金額 × 0.85 - 685,000円 = 年金所得金額

4 控除額一覧表

- (1) 控除額対象者に該当する方がいる場合は、それぞれに控除額を合算して総所得金額から差し引いてください。
- (2) 2~7 の控除は、所得税法上で認定されている方に限ります。(4 を除く)
- (3) 4 及び 8、9 の控除は、公営住宅法上の取り扱いによるものです。

控除対象	範囲	控除額
1 同居親族	申込住宅に同居する申込者本人以外の方	38 万円
2 同居しない扶養親族	申込住宅に同居しないが所得税法上、扶養親族である方	
3 老人扶養親族	扶養親族及び控除対象配偶者のうち 70 歳以上の方	10 万円
4 特定扶養親族	16 歳以上 23 歳未満の扶養親族	25 万円
5 障害者	<p>(1) 特別障害者</p> <p>ア 心神喪失の状況にある方または精神保健指定医等の判定により知的障害者とされた方。(この内重度と判定された方は特別障害者)</p> <p>イ 精神に障害のある方で厚生労働大臣(知事)からその障害の程度が国民年金法施行令別表(1級の障害の状態と同程度のときは特別障害者)または厚生年金保険法施行令別表第一に定める障害の状態と同程度の状態にある旨を証する書類の交付を受けている方。</p> <p>ウ 身体障害者手帳の交付を受けている方。(1級または2級の方は特別障害者)</p> <p>エ 障害の程度欄が「A」または「B」の療育手帳の交付を受けている方。(「A」の方は特別障害者)</p> <p>オ 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第11条第1項による厚生労働大臣の認定を受けている方。</p> <p>カ 戦傷病者手帳の交付を受けている方。(恩給法別表第1号表ノ二の特別項症から第3項症までの方は特別障害者)</p> <p>キ 常に就寝を要し、複雑な介護を要する方。(重度の障害とされている方は特別障害者)</p> <p>ク 65 歳以上でその障害がアまたはウと同程度であると福祉事務所長の認定を受けた方。(アまたはウの特別障害者と同程度のときは特別障害者)</p>	40 万円 (2)と重複して控除することはできません。
	<p>(2) 障害者</p>	27 万円 (1)と重複して控除することはできません。
6 寡婦	<p>申込者本人または同居親族で次のア・イのいずれかに該当する方</p> <p>ア 夫と死別または離婚してから婚姻していない方、あるいは夫の生死が不明な方で扶養親族(子を除く)がいる方。</p> <p>イ 夫と死別してから婚姻していない方、または夫の生死が不明である方で年間の所得の見積額が 500 万円以下の方。(扶養親族などがなくとも「寡婦」とされます)</p>	27 万円 7 と重複して控除することはできません。
7 ひとり親世帯	<p>申込本人または同居親族で次のア・イのすべてに該当する方。</p> <p>ア 婚姻していない方、あるいは配偶者の生死が不明な方で扶養親族その他生計を一にする子(他の人の控除対象配偶者や扶養親族とされているなど、年間の所得の見積額が 48 万円を超える子は除く)がいる方。</p> <p>イ 所得の見積額が 500 万円以下の方。</p>	35 万円 6 と重複して控除することはできません。
8 給与所得者	申込み本人又は同居親族で過去一年間において給与所得又は公的年金等に係る雑所得を有する方(その方の所得等の金額が 10 万円未満である場合には、その金額)	10 万円
9 公的年金等所得者		

※ 控除額は該当者 1 人についての額(年間)です。

- ・寡婦控除は、所得金額から上記 8、9 の金額を控除した残額が 27 万円以上の方については 27 万円、27 万円未満の方についてはその所得金額を控除します。
- ・ひとり親世帯控除は、所得金額から 8、9 の金額を控除した残額が 35 万円以上の方については 35 万円、35 万円未満の方についてはその所得金額を控除します。
- ・給与所得者又は公的年金等所得者控除は、所得が 10 万円以上の方については 10 万円、10 万円未満の方についてはその所得金額を控除します。

家賃について

市営住宅の家賃は、入居者の収入及び住宅の規模、立地条件、経過年数に応じて異なります。また、国の家賃制度の見直しにより家賃変動があり得ますのでご了承ください。

なお、入居後は毎年、収入の申告をしていただきます。

次の本来家賃の収入区分(a)～(g)を参考にして、申込住宅の月額家賃（見込）欄を確認してください。

【公営住宅用】本来家賃の収入区分

(a)――――――	収入基準月額が	0円～104,000円の世帯
(b)――――――	収入基準月額が104,001円～123,000円の世帯	
(c)――――――	収入基準月額が123,001円～139,000円の世帯	
(d)――――――	収入基準月額が139,001円～158,000円の世帯	
(e)――――――	裁量階層世帯で収入基準月額が158,001円～186,000円の世帯	
(f)――――――	裁量階層世帯で収入基準月額が186,001円～214,000円の世帯	

【従前居住者用住宅・再開発住宅用】本来家賃の収入区分

(a)――――――	収入基準月額が	0円～104,000円の世帯
(b)――――――	収入基準月額が104,001円～123,000円の世帯	
(c)――――――	収入基準月額が123,001円～139,000円の世帯	
(d)――――――	収入基準月額が139,001円～158,000円の世帯	
(e)――――――	裁量階層世帯で収入基準月額が158,001円～186,000円の世帯	
(f)――――――	裁量階層世帯で収入基準月額が186,001円～191,000円の世帯	
(g)――――――	裁量階層世帯で収入基準月額が191,001円～214,000円の世帯	

【改良住宅・コミュニティ住宅用】本来家賃の収入区分

(a)――――――	収入基準月額が	0円～104,000円の世帯
(b)――――――	収入基準月額が104,001円～114,000円の世帯	
(c)――――――	裁量階層世帯で収入基準月額が114,001円～123,000円の世帯	
(d)――――――	裁量階層世帯で収入基準月額が123,001円～139,000円の世帯	

仮当選者・仮補欠者の決定方法

1 仮当選者の決定

- (1) 申込数が募集戸数を上回ったときは、抽せんにて仮当選者を決定します。
- (2) 仮当選者は抽せん時に仮当選の順位を決定します。

2 仮補欠者の決定

- (1) 仮補欠者は、募集住宅区分ごとに、募集戸数の2割を抽せんにより決定します。ただし、募集戸数の2割が1戸に満たない時は1戸とします。
- (2) 仮補欠者は、仮当選者が失格若しくは辞退した場合のみ繰り上がりますが、仮当選者が入居決定した場合は、仮補欠者の資格は失効します。

3 抽せん会の日程

受付番号のお知らせはがき（85円切手を貼ってください）で通知します。抽せん会は令和8年（2026年）1月6日（火）の予定です。※都合により日程が変更になる場合があります。

4 抽せん会の見学について

抽せんは2名の立会人（市職員等による確認者）のもと、申込番号順に代理人により公開抽せんいたします。

見学は会場の状況により入場制限をさせていただく場合があります。なお、お車での来場はご遠慮ください。

※ 台風や震災の際は中止になることがあります。

※ 抽せん結果の電話での問い合わせには応じられません。抽せん結果については、尼崎市役所北館5階及び尼崎市営住宅南部管理センター・北部管理センター（尼崎市南塚口町2-12-18 塚口若松ビル2階）に掲示いたします。

なお、1月上旬に抽せん結果のお知らせはがき（85円切手を貼ってください）でも通知いたします。

抽せん会後の手続き

1 仮当選者の方には、後日、必要書類※を提出していただき、提出された書類にもとづき書類審査を行い、尼崎市営住宅入居者選考委員会の審議を経て、入居資格を具備していると認められた方は、正式に入居予定者として登録されます。

※必要書類（面接時）課税額証明書・住民票・戸籍謄本等、状況に応じてご案内

2 入居申込書、その他の書類に虚偽の申請があった場合、または入居資格のないことが判明した場合は、失格として入居予定者の登録を取り消します。

3 入居申込書と入居後の入居実態に相違のある場合は、入居承認を取り消します。

4 持ち家のある方は1月下旬の面接時、婚約者等と申込まれる方は、令和8年（2026年）3月上旬に行う入居者説明会までに条件を満たすことができない場合は失格となります。

- (1) 持ち家のある方……持ち家を処分できていること。（1月下旬：売買契約書・3月上旬：登記簿謄本で確認）
- (2) 婚約者と申込む方…婚姻が成立していること。（戸籍謄本等で確認を行います）
- (3) 内縁関係にある方…住民票で未届夫・未届妻の確認ができること。
- (4) パートナーシップ・ファミリーシップ関係にある方…パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証で確認できること。

5 どの部屋に入居していただくかは、当選順位に従って尼崎市が決定しますのであらかじめご了承ください。

6 入居しようとする住宅内部は、鍵渡し前に下見はできません。または間取りについてのお問い合わせにはお答えできません。

7 入居の権利を他のものに譲渡、または転貸することはできません。

入居に際し注意していただくこと

- 1 空家住宅は、前入居者が退去した住宅を部分的に補修し、入居していただくものです。そのため、住宅ごとの傷みの程度により、美観や補修内容が異なっておりますので、ご理解ください。
- 2 住宅内では、犬・猫・鳥等動物の飼育は認めていません。
また、鳩や猫などの動物への餌付けも禁止です。
 - (1) 入居時に誓約書を提出していただきます。
 - (2) 障害者の方で盲導犬等を必要とされる方は、ご相談ください。
- 3 住宅内では、駐車場以外に自動車の駐車はできません。
周辺道路は駐車禁止です。
- 4 市営住宅によっては駐輪場に空きがない場合もあります。ご承知ください。
- 5 入居後、住戸内の改造は基本的に認めません。
手すり等の設置については申請・許可が必要です。ご相談ください。
- 6 入居後は毎年、入居者全員の収入を申告していただき、家賃を決定します。
収入の変動により一定額以上になった場合には、収入超過者と認定され、超過分に応じて割増しや近傍同種の住宅の家賃が適用されます。
- 7 家賃の他に共益費（原則自治会等で徴収）が必要です。
 - (1) 共益費とは共同で消費する経費のことです。
 - (2) たとえば電気代（防犯灯、階段灯、エレベーター等）、水道料（屋外水栓等）、共同施設等の修繕費等のことです。
- 8 家賃は、銀行等の口座振替で納めていただきます。
毎月の末日までに、その月分の家賃を納付してください。
- 9 入居者が当選住宅の鍵を受け取った後、種々の事情があり数日で入居を辞退した場合、住宅の「返還」手続きが必要となり、日割りの家賃等をいただくことになります。
- 10 窓口は尼崎市営住宅南部管理センター及び北部管理センターに分かれています。
入居後は、お住まいの地域の管理センターに各種相談してください。

MEMO

【子育て世帯向け住宅】

尼崎市では、子育てしやすい住環境づくりを進めるため、令和6年度（2024年度）第2回募集より以下のような支援策を行っています。

○ 子育て世帯向け住宅（P 22）

子育て世帯のみが申込みできる募集枠を新設しました。対象の世帯は以下のとおりです。

対象の世帯について

- 1 母子・父子世帯 20歳未満の子供を扶養している母子・父子のみの世帯
- 2 若年世帯 夫婦の合計年齢が80歳未満の世帯
- 3 子育て世帯 中学校を卒業するまでの子供がいる世帯

○ 3割優先枠の拡充

従来の3割優先（母子・父子・若年）に加え、子育て世帯（中学校を卒業するまでの子供がいる世帯）を追加します。

詳細については、8～9ページを参照してください。

【申込資格】

申込資格については、5～7ページを参照してください。

※ 申込資格を満たしていても、次の方は申込みできません。

- (1) 住宅内で円満な共同生活ができない方。
 - (2) 所得の申告義務があるのに、申告していない方。
 - (3) 過去に訴訟で市営住宅を明け渡した方。
 - (4) 過去に市営住宅に住んでおり、家賃、共益費、駐車場使用料、店舗使用料の滞納が残っている方。
 - (5) 過去に市営住宅に住んでおり、退去するまでになんらかの迷惑行為があった方。
 - (6) 現在お住まいの賃貸住宅に家賃滞納がある方。
- （審査時に家賃滞納のないことがわかる書類を提出していただき、確認します）

◎子育て世帯向け住宅

【申込資格】を確認の上、申込みを行ってください。

申込番号	住宅名	所在地	交通機関	シャワー及び駐車場	階層間取り専用面積	申込区分	月額家賃(見込)(円)	階数指定	募集戸数	直近の応募倍率
地区 (窓口)	地区 (建設年度)	所在地 (校 区)	交通機関	シャワー及び駐車場	階層間取り専用面積	申込区分	月額家賃(見込)(円)	階数指定	募集戸数	直近の応募倍率
101 中央 <南>	大物住宅 [エレベーターあり] 【子育て世帯向】 <H7年>	大物町 2丁目6-21 <明城小学校> <成良中学校>	阪神 大物駅	あり あり	6階建て 3DK 約62m ²	3人以上	(a) 40,000 (b) 46,200 (c) 52,800 (d) 59,600 (e) 68,100 (f) 78,600	6階	1	5.0
102 小田 <南>	長洲住宅 [エレベーターなし] 【子育て世帯向】 <S54年>	長洲東通 2丁目12 <長洲小学校> <小田中学校>	阪神バス 工業高校	あり なし	5階建て 3DK 約57m ²	2人以上	(a) 28,800 (b) 33,300 (c) 38,100 (d) 42,900 (e) 49,100 (f) 56,600	5階	1	2.0
103 大庄 <南>	蓬川住宅 [エレベーターあり] 【子育て世帯向】 <H18年>	蓬川町 302-17 <成徳小学校> <大庄中学校>	阪神 出屋敷駅	あり あり	8階建て 3DK 約65m ²	3人以上	(a) 44,100 (b) 50,900 (c) 58,200 (d) 65,700 (e) 75,000 (f) 76,900	6階	1	11.0
104 立花 <南>	名神南住宅 [エレベーターあり] 【子育て世帯向】 <S62年>	名神町 2丁目2 <名和小学校> <大成中学校>	阪神バス 尾浜町2丁目	あり なし	10階建て 3DK 約59m ²	2人以上	(a) 36,000 (b) 41,500 (c) 47,500 (d) 53,600 (e) 61,200 (f) 68,800	3階	1	2.0
105 武庫 <北>	友行西カイチ住宅 [エレベーターあり] 【子育て世帯向】 <H7年>	武庫之荘 8丁目7-3 <武庫東小学校> <武庫東中学校>	阪神バス 時友	あり あり	4階建て 3DK 約62m ²	3人以上	(a) 38,500 (b) 44,400 (c) 50,800 (d) 57,300 (e) 65,500 (f) 75,600	4階	1	5.0
106 武庫 <北>	時友住宅 [エレベーターあり] 【子育て世帯向】 <H27年>	武庫之荘 8丁目30 <武庫東小学校> <武庫東中学校>	阪神バス 時友	あり あり	8階建て 3DK 約61m ²	3人以上	(a) 39,700 (b) 45,900 (c) 52,500 (d) 59,200 (e) 67,600 (f) 78,000	8階	1	7.0
107 園田 <北>	東園和住宅 [エレベーターあり] 【子育て世帯向】 <S56年>	東園田町 7丁目1 <園和小学校> <園田東中学校>	阪急 園田駅	あり なし	9階建て 3DK 約59m ²	2人以上	(a) 35,000 (b) 40,400 (c) 46,200 (d) 52,100 (e) 59,600 (f) 68,800	5階	1	8.0

※ 駐車場の空き状況、手続き等については入居決定後に別途お問い合わせください。

【申込資格】

- 1 母子・父子世帯 20歳未満の子供を扶養している母子・父子のみの世帯
- 2 若年世帯 夫婦の合計年齢が80歳未満の世帯
- 3 子育て世帯 中学校を卒業するまでの子供がいる世帯

※ <南> …… 入居後は、尼崎市営住宅南部管理センターが窓口になります。

※ <北> …… 入居後は、尼崎市営住宅北部管理センターが窓口になります。

公営住宅（一般向）

申込番号 地区 (窓口)	住宅名 <建設年度>	所在地 <校 区 >	交通機関	シャワー及び駐車場	階層間取り専用面積	申込区分	月額家賃(見込)(円)	階数指定	募集戸数	直近の応募倍率	優先の記載
108 中央 <南>	大物住宅 [エレベーターあり] <H7年>	大物町 2丁目6-21 <明城小学校> <成良中学校>	阪神 大物駅	あり あり	6階建て	3人以上	(a) 40,000 (b) 46,200 (c) 52,800 (d) 59,600 (e) 68,100 (f) 78,600	6階	1	5.0	優先枠なし
					3DK						
					約62m ²						
109 小田 <南>	西川第2住宅 [エレベーターなし] <S54年>	西川 1丁目12 <浜小学校> <小田北中学校>	阪神バス 西川1丁目	あり なし	5階建て	2人以上	(a) 31,800 (b) 36,700 (c) 42,000 (d) 47,400 (e) 54,100 (f) 57,200	2階	1	8.0	優先枠なし
					3DK						
					約57m ²						
110 小田 <南>	西長洲北住宅 [エレベーターあり] <H7年>	西長洲町 1丁目5-1 <金楽寺小学校> <成良中学校>	JR 尼崎駅	あり あり	9階建て	2人以上	(a) 31,000 (b) 35,800 (c) 40,900 (d) 46,100 (e) 52,700 (f) 60,800	8階	2	6.0	母子・父子、若年子育て優先 1 一般 1
					2DK						
					約50m ²						
111 小田 <南>	今福住宅 [エレベーターあり] <H8年>	今福 1丁目2-10 <杭瀬小学校> <小田中学校>	阪神 杭瀬駅	あり あり	8階建て	2人以上	(a) 30,400 (b) 35,100 (c) 40,200 (d) 45,300 (e) 51,800 (f) 59,700	7階	1	8.0	優先枠なし
					2DK						
					約49m ²						
112 小田 <南>	潮江住宅 [エレベーターあり] <H8年>	潮江 5丁目1-20 <金楽寺小学校> <成良中学校>	JR 尼崎駅	あり あり	14階建て	2人以上	(a) 32,500 (b) 37,500 (c) 42,800 (d) 48,300 (e) 55,200 (f) 63,700	6階	1	19.0	優先枠なし
					2DK						
					約49m ²						
113 大庄 <南>	今北弓田住宅 [エレベーターなし] <S53年>	稻葉元町 2丁目7 <大島小学校> <大庄北中学校>	阪神バス 今北	あり なし	5階建て	2人以上	(a) 28,500 (b) 32,900 (c) 37,600 (d) 42,400 (e) 48,500 (f) 53,900	5階	1	0.0 (応募なし)	優先枠なし
					3DK						
					約56m ²						
114 立花 <北>	野上住宅 [エレベーターあり] <S63年>	上ノ島 3丁目3 <立花北小学校> <立花中学校>	阪神バス 裁判所	あり なし	11階建て	2人以上	(a) 41,200 (b) 47,500 (c) 54,400 (d) 61,300 (e) 67,700 (f) 67,700	6階	1	8.0	優先枠なし
					3DK						
					約59m ²						
115 武庫 <北>	時友住宅 [エレベーターあり] <H27年>	武庫之荘 8丁目30 <武庫東小学校> <武庫東中学校>	阪神バス 時友	あり あり	8階建て	単身可	(a) 26,800 (b) 31,000 (c) 35,400 (d) 40,000 (e) 45,700 (f) 52,700	2階	1	14.0	優先枠なし
					2DK						
					約41m ²						

※ 駐車場の空き状況、手続き等については入居決定後に別途お問い合わせください。

※ <南> …… 入居後は、尼崎市営住宅南部管理センターが窓口になります。

※ <北> …… 入居後は、尼崎市営住宅北部管理センターが窓口になります。

公営住宅（一般向）

申込番号 地区 (窓口)	住宅名 <建設年度>	所在地 <校 区 >	交通機関	シャワー及び駐車場	階層 間取り 専用面積	申込区分	月額家賃 (見込) (円)	階数指定	募集戸数	直近の応募倍率	優先の記載
116 武庫 <北>	宮ノ北住宅 [エレベーターあり] <H29年>	西昆陽 3丁目41-2 <武庫北小学校> <常陽中学校>	阪神バス 宮ノ北	あり あり	8階建て	2人以上	(a) 31,100 (b) 35,900 (c) 41,000 (d) 46,300 (e) 52,900 (f) 61,000	1階	1	1.0	優先枠なし
					2DK						
					約50m ²						
117 武庫 <北>	宮ノ北住宅 [エレベーターあり] <H29年>	西昆陽 3丁目41-1 <武庫北小学校> <常陽中学校>	阪神バス 宮ノ北	あり あり	8階建て	単身可	(a) 25,900 (b) 29,900 (c) 34,200 (d) 38,500 (e) 44,000 (f) 50,800	1階	1	1.0	優先枠なし
					2DK						
					約41m ²						
118 武庫 <北>	宮ノ北住宅 [エレベーターあり] <H31年>	西昆陽 3丁目43-1 <武庫北小学校> <常陽中学校>	阪神バス 宮ノ北	あり あり	8階建て	単身可	(a) 25,900 (b) 29,900 (c) 34,200 (d) 38,600 (e) 44,100 (f) 50,900	1階	1	4.0	優先枠なし
					2DK						
					約41m ²						
119 武庫 <北>	宮ノ北住宅 [エレベーターあり] <H31年>	西昆陽 3丁目43-1 <武庫北小学校> <常陽中学校>	阪神バス 宮ノ北	あり あり	8階建て	単身可	(a) 25,900 (b) 29,900 (c) 34,200 (d) 38,600 (e) 44,100 (f) 50,900	3,7階	3	4.0	母子・父子、若年子育て優先 1 2割優先 1 一般 1
					2DK						
					約41m ²						
120 園田 <北>	東園和住宅 [エレベーターあり] <S56年>	東園田町 7丁目1 <園和小学校> <園田東中学校>	阪急 園田駅	あり なし	9階建て	2人以上	(a) 35,100 (b) 40,600 (c) 46,400 (d) 52,300 (e) 59,800 (f) 69,000	5階	1	8.0	優先枠なし
					3DK						
					約59m ²						
121 園田 <北>	上食満魚取第2住宅 [エレベーターなし] <S62年>	食満 2丁目8-1 <園田小学校> <園田中学校>	阪神バス 園田東・西生涯 学習プラザ前	あり なし	5階建て	2人以上	(a) 31,300 (b) 36,200 (c) 41,400 (d) 46,700 (e) 53,300 (f) 61,500	5階	1	5.0	優先枠なし
					3DK						
					約59m ²						

※ 駐車場の空き状況、手続き等については入居決定後に別途お問い合わせください。

※ <北> …… 入居後は、尼崎市営住宅北部管理センターが窓口になります。

改良住宅（一般向）

申込番号 地区 (窓口)	住宅名 <建設年度>	所在地 <校 区 >	交通機関	シャワー及び駐車場	階層間取り専用面積	申込区分	月額家賃(見込) (円)	階数指定	募集戸数	直近の応募倍率	優先の記載
122 中央 <南>	築地南浜 改良住宅(1) [エレベーターあり] <H9年>	築地 5丁目10 <明城小学校> <成良中学校>	阪神 尼崎駅	あり あり	6階建て	3人以上	(a) 40,800 (b) 47,100 (c) 47,100 (d) 53,900	2階	1	4.0	優先枠なし
					3DK						
					約65m ²						
123 中央 <南>	築地南浜 改良住宅(2) [エレベーターあり] <H15年>	築地 4丁目6 <明城小学校> <成良中学校>	阪神 尼崎駅	あり あり	5階建て	単身のみ	(a) 25,000 (b) 28,900 (c) 28,900 (d) 33,000	2階	1	9.0	優先枠なし
					1DK						
					約40m ²						
124 中央 <南>	築地本町 改良住宅(1) [エレベーターあり] <H9年>	築地 3丁目1 <明城小学校> <成良中学校>	阪神 尼崎駅	あり あり	12階建て	2人以上	(a) 33,600 (b) 38,700 (c) 38,700 (d) 44,300	3階	1	6.5	優先枠なし
					2DK						
					約53m ²						
125 武庫 <南>	南武庫之荘 12丁目改良住宅 [エレベーターなし] <S53年>	南武庫之荘 12丁目18 <大島小学校> <大庄北中学校>	阪神バス 水堂	あり なし	5階建て	2人以上	(a) 28,100 (b) 32,500 (c) 32,500 (d) 37,200	1階	1	募集実績なし	優先枠なし
					3DK						
					約51m ²						
126 園田 <北>	戸ノ内浜東 改良住宅(2) [エレベーターあり] <H21年>	戸ノ内町 4丁目3-1 <園田東小学校> <園田東中学校>	阪神バス 戸ノ内	あり あり	5階建て	3人以上	(a) 36,200 (b) 41,800 (c) 41,800 (d) 47,800	5階	1	2.0	優先枠なし
					3DK						
					約65m ²						
127 園田 <北>	戸ノ内浜東 改良住宅(2) [エレベーターあり] <H24年>	戸ノ内町 4丁目2-1 <園田東小学校> <園田東中学校>	阪神バス 戸ノ内	あり あり	5階建て	3人以上	(a) 36,300 (b) 41,900 (c) 41,900 (d) 47,900	4階	1	0.0 (応募なし)	優先枠なし
					3DK						
					約65m ²						

※ 駐車場の空き状況、手続き等については入居決定後に別途お問い合わせください。

○ 改良住宅

本市が住宅地区改良法第17条第1項の規定により建設し、住民に賃貸するための住宅及びその附帯施設で、現在は一般向け。

○ 126 戸ノ内浜東改良住宅(2) は1階が店舗になっており、通常の住宅と居住環境が違いますので、その旨をご理解のうえ申し込んでください。

※ <南>

入居後は、尼崎市営住宅南部管理センターが窓口になります。

※ <北>

入居後は、尼崎市営住宅北部管理センターが窓口になります。

コミュニティ住宅（一般向）

申込番号 地区 (窓口)	住宅名 <建設年度>	所在地 <校 区 >	交通機関	シャワー及び 駐車場	階層 間取り 専用面積	申込区分	月額家賃 (見込) (円)	階数指定	募集戸数	直近の 応募 倍率	優先の記載
128 小田 <南>	潮江第3住宅 [エレベーターあり] <H4年>	潮江 1丁目15-1 <潮小学校> <大成中学校>	JR 尼崎駅	あり なし	5階建て	2人 以上	(a) 36,500 (b) 42,100 (c) 42,100 (d) 48,100	5階	1	募集 実績 なし	優先枠なし
					2DK						
					約50m ²						
129 大庄 <南>	元浜住宅 [エレベーターあり] <H9年>	元浜町 1丁目22 <わかば西小学校> <大庄中学校>	阪神 尼崎センター プール前駅	あり あり	7階建て	3人 以上	(a) 40,400 (b) 46,600 (c) 46,600 (d) 53,300	6階	1	4.0	優先枠なし
					3DK						
					約64m ²						

※ 駐車場の空き状況、手続き等については入居決定後に別途お問い合わせください。

○ コミュニティ住宅 ……

本市が密集住宅市街地整備促進事業により建設し、住民に賃貸するための住宅及びその附帯施設で、現在は一般向け。

※ <南> …… 入居後は、尼崎市営住宅南部管理センターが窓口になります。

特定目的住宅 (高齢者世帯向)

【申込資格】を確認の上、申込みを行ってください。

申込番号 地区 (窓口)	住宅名 <建設年度>	所在地 <校 区 >	交通機関	シャワー 及び 駐車場	階 階 間取り 専用面積	申込 区分	月額家賃 (見込) (円)	階数 指定	募集 戸数	直近の 応募 倍率	優先の記載
130 小田 <南> 〔H8年〕	今福住宅 [エレベーターあり] 〔高齢者世帯向〕	今福 1丁目2-10 <杭瀬小学校> <小田中学校>	阪神 杭瀬駅	あり あり	8階建て 1 DK 約39m ²	单身 のみ	(a) 24,700 (b) 28,500 (c) 32,600 (d) 36,800 (e) 42,100 (f) 48,500	4階	1	2.3	優先枠なし
					14階建て 1 DK 約40m ²		(a) 26,400 (b) 30,500 (c) 34,900 (d) 39,300 (e) 44,900 (f) 51,800				
131 小田 <南> 〔H8年〕	潮江住宅 [エレベーターあり] 〔高齢者世帯向〕	潮江 5丁目1-20 <金楽寺小学校> <成良中学校>	JR 尼崎駅	あり あり	14階建て 1 DK 約40m ²	单身 のみ	(a) 26,400 (b) 30,500 (c) 34,900 (d) 39,300 (e) 44,900 (f) 51,800	5階	1	10.0	優先枠なし

※ 駐車場の空き状況、手続き等については入居決定後に別途お問い合わせください。

【申込資格】

申込みできる方は、60歳以上の単身高齢世帯の方に限ります。(健康状態の確認のため、健康診断書等の提示を求めることがあります。また、年齢は令和7年12月17日現在の満年齢です。)

※ <南> …… 入居後は、尼崎市営住宅南部管理センターが窓口になります。

特定目的住宅 (車いす世帯向)

【申込資格】を確認の上、申込みを行ってください。

申込番号 地区 (窓口)	住宅名 <建設年度>	所在地 <校 区 >	交通機関	シャワー 及び 駐車場	階 間取り 専用面積	申込 区分	月額家賃 (見込) (円)	階数 指定	募集 戸数	直近の 応募 倍率	優先の記載
132 立花 <南>	名神南住宅 [エレベーターあり] 【車いす世帯向】 <S62年>	名神町 2丁目2 <名和小学校> <大成中学校>	阪神バス 尾浜町2丁目	あり なし	10階建て 3 DK 約59m ²	2人 以上	(a) 36,600 (b) 42,300 (c) 48,400 (d) 54,500 (e) 62,300 (f) 68,800	1階	1	2.0	優先枠なし
133 武庫 <北>	西昆陽住宅 [エレベーターあり] 【車いす世帯向】 <H31年>	西昆陽 2丁目19-26 <武庫北小学校> <常陽中学校>	阪神バス 髭茶屋	あり あり	8階建て 1 DK 約48m ²	単身 可	(a) 30,000 (b) 34,600 (c) 39,600 (d) 44,700 (e) 51,100 (f) 58,900	1階	1	2.0	優先枠なし
134 園田 <北>	上食満魚取第2住宅 [エレベーターなし] 【車いす世帯向】 <S62年>	食満 2丁目8-1 <園田小学校> <園田中学校>	阪神バス 園田東・西生涯 学習プラザ前	あり なし	5階建て 3 DK 約59m ²	2人 以上	(a) 35,200 (b) 40,700 (c) 46,500 (d) 52,500 (e) 59,900 (f) 64,000	1階	1	0.0 (応募 なし)	優先枠なし

※ 駐車場の空き状況、手続き等については入居決定後に別途お問い合わせください。

○ 車いす世帯向住宅は、車いすでの生活を前提とした仕様となっている住宅です。

【申込資格】

車いす世帯向特定目的住宅に申込みできる方は、市営住宅の申込資格に加え、現在、車いすを常用されている方又は常用者の方がいる世帯に限ります。

なお、車いす利用者が次のいずれかにあてはまることが必要です。

- ・ 恩給法別表1号の3の第1款症以上の障害があり、戦傷病者手帳をお持ちの方。
- ・ 身体障害者福祉法施行規則別表5号の4級以上の障害があり、身体障害者手帳をお持ちの方。

この住宅を申込む場合は、申込書の世帯の状況欄「中度以上の障害者がいる世帯」に□を入れ手帳の種類、等級等を記入し、要件記入欄に「車いす常用」と記載してください。

※ <南> …… 入居後は、尼崎市営住宅南部管理センターが窓口になります。

※ <北> …… 入居後は、尼崎市営住宅北部管理センターが窓口になります。

【常時募集】

市営住宅の常時募集のご案内

尼崎市営住宅では、年3回（4月・8月・12月）に行っている定期募集に加えて、一部の住戸において令和5年（2023年）9月1日より、先着にて常時申込みの受付を行う「常時募集」を開始しました。

1 常時募集の開始に伴い、定期募集における以下の制度が終了となります。

- (1) 募集割れ住宅あっせん制度 令和5年度（2023年度）第2回（8月）募集より終了済
- (2) 多数回落選優先制度 令和5年度（2023年度）第3回（12月）募集より終了済



常時募集について

2 入居相談・申込の受付窓口は以下のとおりとなります。

- (1) 山手幹線より南側の地区の住宅を希望の方（戸内ノ内地区を除く）

尼崎市営住宅南部管理センター 住所：尼崎市七松町1丁目2番1-401-D号（フェスタ立花北館4階）

- (2) 山手幹線より北側の地区の住宅を希望の方（戸内ノ内地区を含む）

尼崎市営住宅北部管理センター 住所：尼崎市南塚口町2-12-18（塚口若松ビル2階）

3 募集住戸について、詳しくは上記QRコードを読み取りHPにてご確認いただけ、上記の各管理センターへお問合せください。募集住戸は順次追加していく予定です。

4 申込みがあり次第募集終了となります。募集状況については、上記の各管理センターへお問合せください。

なお、申込みについては、窓口での受付のみとなります。

【申込資格】

申込資格については、5～7ページを参照してください。

ただし、市内在住・在勤要件については、申込日を基準日とします。

※ **申込資格を満たしていても、次の方は申込みできません。**

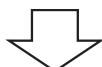
- (1) 住宅内で円満な共同生活ができない方。
- (2) 所得の申告義務があるのに、申告していない方。
- (3) 過去に訴訟で市営住宅を明け渡した方。
- (4) 過去に市営住宅に住んでおり、家賃、共益費、駐車場使用料、店舗使用料の滞納が残っている方。
- (5) 過去に市営住宅に住んでおり、退去するまでになんらかの迷惑行為があった方。
- (6) 現在お住いの賃貸住宅に家賃滞納がある方。

（審査時に家賃滞納のないことがわかる書類を提出していただき、確認します）

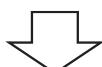
MEMO

中堅所得者向住宅 申込みから入居まで

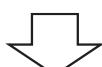
1 申込み	期 間	常時申込を受付中 ※ 空家が無くなり次第申込みを締め切ります。空き状況については、各管理センターにお問い合わせください。
	申込方法	中堅所得者向住宅入居申込書（34ページ）に必要事項を記入し、市営住宅の申込封筒に入れ、郵送で申込みをしてください。
	申込先	1 尼崎市立尼崎稲葉荘団地 尼崎市営住宅南部管理センター（TEL 06-6411-1151） 2 時友長ノ手2号棟（特定公共賃貸住宅） 尼崎市営住宅北部管理センター（TEL 06-4961-6300）



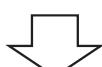
2 内 覧		現地にて住宅内の内覧を行います。 ※ 申込後、日程調整をさせていただきます。
-------	--	---



3 書類審査		市が指定した書類を提出していただき、面接による書類審査を受けていただきます。 ※ 書類審査の結果、失格となる可能性があります。 ※ 面接日時などについては、別途通知します。
--------	--	--



4 正式決定		資格審査を経て正式な決定を通知します。
--------	--	---------------------



5 入居審査		(1) 入居資格の正式な決定後、入居書類事前確認を経て入居していただきます。 (2) 敷金として家賃の3ヶ月分の納付をしていただき、連帯保証人1名と連署した使用証書（賃貸契約にかわるもの）を提出していただきます。 ※ 敷金の入金確認及び使用証書などの入居書類提出後、入居者説明会で鍵をお渡しします。
--------	--	---

【常時募集】

中堅所得者向住宅の募集のご案内

尼崎市立尼崎稲葉荘団地、時友長ノ手2号棟（特定公共賃貸住宅）

中堅所得者向住宅について、尼崎市内に在住・又は在勤でなくても申込みできます。

- 1 中堅所得者向住宅入居申込書（34ページ）に必要事項を記入し、市営住宅の申込封筒に入れ、郵送で申込みしてください。
- 2 市営住宅の収入基準を超えている方が申込み可能です。
※ 収入基準の算出方法については、11～17ページを参照してください。
- 3 市営住宅の募集方法とは異なり、先着にて常時申込みを受付けていますので、各住宅とも、空家が無くなり次第募集を終了します。詳しくは、下記の各管理センターへお問い合わせください。
(1) 尼崎市立尼崎稲葉荘団地 尼崎市営住宅南部管理センター（TEL 06-6411-1151）
(2) 時友長ノ手2号棟 尼崎市営住宅北部管理センター（TEL 06-4961-6300）
(特定公共賃貸住宅)

【申込資格】

次の1から5までのすべての項目に該当していることが条件となります。

- 1 自ら居住するために住宅を必要とする方。
※ 現在、公営住宅等に入居されている方も申込みができます。
- 2 申込みは2人以上（単身者不可）であり、現に同居している又は同居しようとする親族であること。
※ 内縁関係にある方（住民票で未届けの妻・夫となっており、戸籍謄本でも他に婚姻関係がないことが確認できる場合）及び婚約者、パートナーシップ・ファミリーシップ関係を含む。
- 3 入居資格収入基準（収入基準月額）
(1) 尼崎市立尼崎稲葉荘団地 158,001円以上
(2) 時友長ノ手2号棟（特定公共賃貸住宅） 158,000円以上 487,000円以下
- 4 入居指定日から15日以内に申込書記載の家族全員が入居できる方。
- 5 連帯保証人のある方（市が定めた一定以上の収入のある保証人1名が必要です）

【敷金・共益費について】

- 1 入居者説明会までに敷金（月額家賃の3ヶ月分）が必要です。
(1) 尼崎市立尼崎稲葉荘団地 177,000円
(2) 時友長ノ手2号棟（特定公共賃貸住宅） 235,800円
- 2 家賃の他に共益費（団地内の共同施設の電気料金等）は、入居者負担となっており、自治会に支払っていただきます。

【その他】

敷地内に駐車場が併設されています。（月額使用料12,000円、保証金別途必要）
空き区画等については各管理センターへお問い合わせください。

中
堅
所
得
者
向

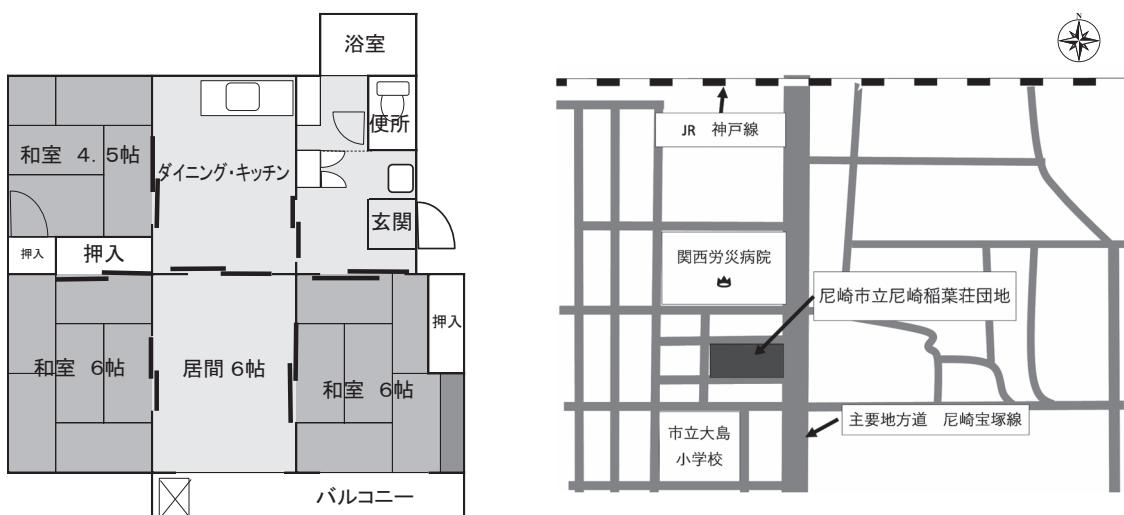
尼崎市立尼崎稻葉荘団地

尼崎市立尼崎稻葉荘団地は、中堅所得者階層を対象としている住宅です。

1 住宅名	尼崎市立尼崎稻葉荘団地	
2 管理戸数	40戸	
3 建設年度	昭和49年（1974年）	
4 所在地	尼崎市稻葉荘2丁目3番1号	尼崎市立尼崎稻葉荘団地について
5 交通機関	JR立花駅下車 阪神バス（尼崎市内線）43、49、50系統 労災病院前下車 南へ徒歩3分	
6 構造	5階建て（エレベーターなし）	
7 間取り	4DK 約69m ² （和6帖、和6帖、和4.5帖、居間6帖）	
8 家賃	59,000円	
9 募集戸数	5階・4階部分 計8戸（令和7年（2025年）10月1日現在）	
10 申込先	尼崎市営住宅南部管理センター 尼崎市七松町1丁目2番1-401-D号（フェスタ立花 北館4階） TEL 06-6411-1151	
11 その他	(1) 単身者は不可（2人以上） (2) 入居は受付日から約30日以内 (3) この団地は、申込時・入居後も持家の有無を問いません。 (ただし、入居承認を受けた場合、入居者はこの団地を生活の本拠としなければなりません) (4) この団地は、尼崎市内に在住、又は在勤でなくても申込みできます。	

- 家賃は改定等により変動する場合があります。
- 収入基準の算出方法については、11～17ページをご覧ください。

※ 空家募集住戸は、令和7年（2025年）10月1日現在のもので、変動する可能性があります。
また、空家がなくなり次第募集を終了します。



時友長ノ手2号棟（特定公共賃貸住宅）

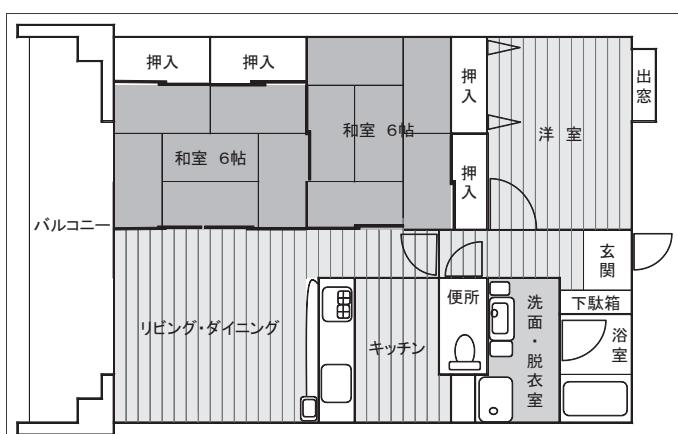


尼崎市特定公共賃貸住宅は、特定優良賃貸住宅の供給に関する法律等により中堅所得者階層を対象として国の補助を受けて、尼崎市が建設した住宅です。

- | | | |
|--------|--|---|
| 1 住宅名 | 時友長ノ手 2号棟 (特定公共賃貸住宅) |  |
| 2 管理戸数 | 25戸 | |
| 3 建設年度 | 平成6年(1994年) | |
| 4 所在地 | 尼崎市武庫之荘9丁目22番2号 | 時友長ノ手2号棟について |
| 5 交通機関 | 阪急武庫之荘駅下車 阪神バス(伊丹立花線)
昆陽里南下車 南東へ徒歩5分 | |
| 6 構造 | 5階建て(エレベーターあり) | |
| 7 間取り | 3LDK 74.9m ² (和6帖、和6帖、洋6帖) | |
| 8 家賃 | 78,600円 | |
| 9 募集戸数 | 5階・4階・3階・2階・1階部分 計8戸 (令和7年(2025年)10月1日現在) | |
| 10 申込先 | 尼崎市営住宅北部管理センター
尼崎市南塚口町2-12-18 塚口若松ビル2階
TEL 06-4961-6300 | |
| 11 その他 | (1) 単身者は不可(2人以上)
(2) 入居は受付日から約30日以内
(3) この団地は、申込時・入居後も持家の有無を問い合わせません。
(ただし、入居承認を受けた場合、入居者はこの団地を生活の本拠としなければなりません)
(4) この団地は、尼崎市内に在住、又は在勤でなくても申込みできます。
(5) Wi-Fi設備を有し、無料で使用いただけます。 | |

- 家賃は改定等により変動する場合があります。
 - 収入基準の算出方法については、11～17ページをご覧ください。

※ 空家募集住戸は、令和7年(2025年)10月1日現在のもので、変動する可能性があります。
また、空家がなくなり次第募集を終了します。



MEMO

令和 年 月 日

尼崎市中堅所得者向住宅入居申込書

尼崎市長様

入居申込案内書記載の事項を承知の上、以下のとおり申込みます。

なお、この申込書の記載内容が事実と相違するときは、申込みを無効とされても
異議のないことを誓約します。

申込住宅名	尼崎市立 尼崎稻葉荘団地	時友長ノ手2号棟 (特定公共賃貸住宅)
-------	-----------------	------------------------

希望住宅名に○をしてください

申込者 キリトリ	フリガナ			
	氏名			
	現住所	〒		
	連絡先	〈自宅〉 () —	〈携帯〉 () —	
	勤務先名称・電話	〈勤務先名称〉	〈電話〉 () —	
	勤務先住所	〒		

	フリガナ 氏名	続柄	生年月日	年齢	職業 コード	就職(開業) 年月日	年間総収入 (円)	中度以上の障害の 有無
入居しようとする者	-----	本人	大昭平令 / /					有・無
	-----		大昭平令 / /					有・無
	-----		大昭平令 / /					有・無
	-----		大昭平令 / /					有・無
	-----		大昭平令 / /					有・無
	-----		大昭平令 / /					有・無
	-----		大昭平令 / /					有・無
別居扶養	-----		大昭平令 / /		↑ 〈職業コード〉 下記の番号を記入してください。			
	-----		大昭平令 / /		1 会社員 4 自営業 6 学生・児童	2 会社役員 5 パート・アルバイト	3 公務員 7 無職	

《 申込み前にご確認ください 》

●申込時について

- 市営住宅に申込むことについて、親族間で相談はしましたか。
- 募集住宅一覧の「申込番号」の記入はしましたか。
申込みできる住宅は1つです。
- 募集住宅一覧の「申込区分」は確認しましたか。
世帯員数によっては申込みができない住宅があります。
- 申し込まれる住宅の収入基準は満たしていますか。
11~17ページにて収入基準月額のご確認をお願いします。
公営住宅及び改良住宅、その他の住宅ごとに収入基準月額が異なります。
- 申込書に記入もれはないですか。
 - ・氏名、住所、生年月日、年収など
 - ・申込後に申込書に記載した世帯員数の変更はできません。
 - ・5~7ページの申込資格を今一度ご確認お願いします。
 - ・「世帯の状況」の欄へのチェック
 - ・優先枠のある住宅の場合、「優先取扱の確認」欄へのチェック
- 申込みは郵送に限ります。
切手は貼りましたか。切手を貼る場所は3箇所あります。
(返信用郵便はがき 85円×2枚、封筒所定の金額×1枚)
また、返信用郵便はがき・封筒への氏名・住所の記入はしましたか。
※郵便料金が変更となっています。ご注意ください。



市営住宅に関する Q & A

●仮当選後について

- 仮当選した方は、市が指定した書類を提出していただき、面接による書類審査を受けていただきます。
- 連帯保証人1名が必要になります。(原則、連帯保証人が必要です)
申込案内書表紙を参照してください。
- 入居者説明会(鍵渡しの日)までに、敷金として家賃の3ヶ月分を納付していただきます。



「尼崎市シティプロモーションマスコット あまっこ」